

第2部 各論

施策の課題と計画

- 第1章 みどりあふれる
快適で人にやさしいまち（環境と都市基盤）
- 第2章 ふれあいと活力のあるまち（地域と経済）
- 第3章 豊かな人間性と
次世代の夢をはぐくむまち（文化と教育）
- 第4章 だれもが安心して暮らせる
思いやりのあるまち（福祉と健康）

第1章

みどりあふれる快適で人にやさしいまち

【環境と都市基盤】

- 1 みどりと水
- 2 地域環境衛生
- 3 人と自然の共生
- 4 市街地整備
- 5 住宅・住環境
- 6 道路・河川

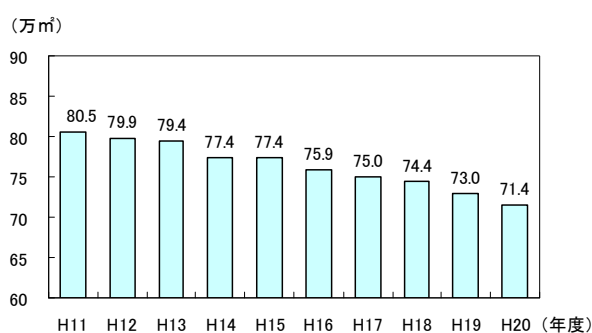
1 みどりと水

■ 現況と課題

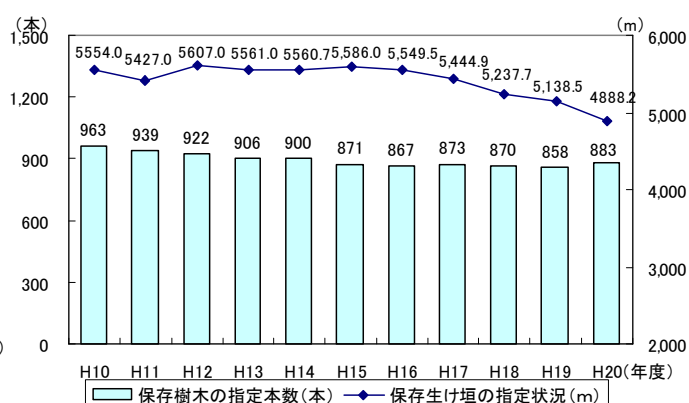
わずか4km四方の小金井市の中に、広大な3つの都立公園と国分寺崖線から湧き出る湧水や野川、玉川上水などがあります。この恵まれたみどりと水が小金井市の一番の良さであると考えられており、今後も守り、育てることが求められています。

私たちの住む小金井市では、これらのみどりを守るために、昭和48年度に設置された緑地保全対策審議会が緑地保全のあり方を検討するとともに、公園の整備や都市計画道路*の緑化を進めてきました。また、都市化の影響から地下水や湧水を保全するため、雨水の浸透・貯留を推進し、水浸透ますの設置比率は世界に誇る水準となっています。

しかしながら、市内の緑地と農地は減少傾向が続いており、身近なみどりが失われつつある状況です。みどりの保全により減少傾向に歯止めをかけるとともに、新たなみどりを創出する取組を更に進めることが課題となっています。



生産緑地面積の推移



保存樹木・保存生垣の指定状況

■ 施策の方向性

本市の豊かなみどりと水を守るために、市民の自然を守る心を高め、市民参加による公園・緑地づくりなど、みどりははぐくむ仕組みづくりを進めます。「はげ」や玉川上水などをはじめとする市内の水とみどりの保全に取り組むとともに、公園・公共施設・道路などの緑化を進めることにより、みどりのネットワークの形成を図り、ゾーンを増やします。

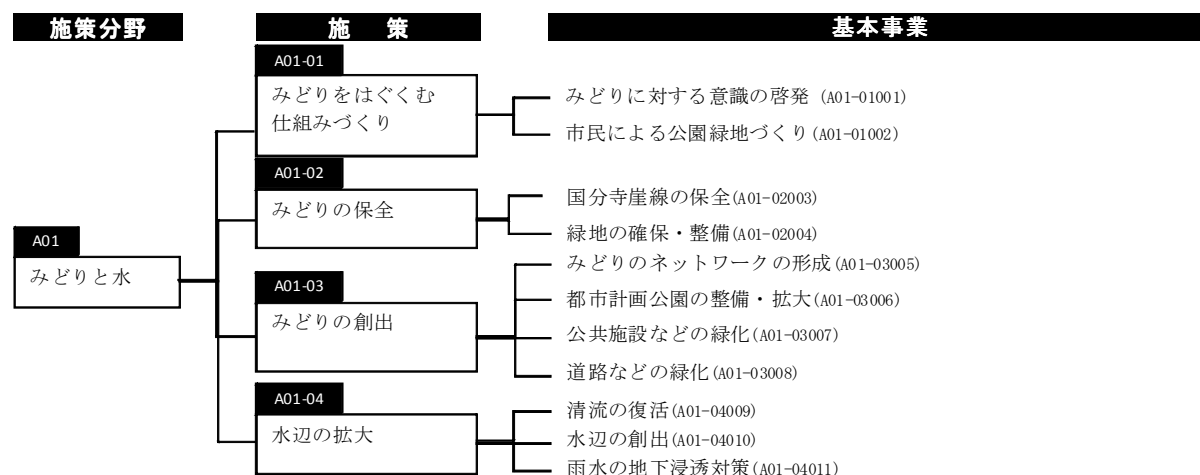
また、地下水の涵養と湧水の回復のため雨水の貯留浸透を進めることにより、清流の復活に取り組むだけでなく、更なる水辺の創出を推進していきます。

■ 成果・活動指標

指標名	現状（平成 20 年）	目標（平成 27 年）
環境基本計画の達成率	—	80.0%
花壇ボランティア*、環境美化サポーター等が活動する公園数	調査中	調整中
緑被率*（速報値）※	27.9%	維持
市民 1 人当たりの公園の整備面積（㎡）	6.97	7.05
重点的に整備を進める都市計画公園の整備の進捗状況	33.7%	52.0%
都市計画道路の緑化率	39.0%	50.0%
雨水浸透ますの設置率	52.0%	55.0%

※緑被率は市域に占める樹木や草で覆われた土地の割合。速報値では、前回調査で緑被地とされた部分のみを評価するため保全の指標となる。

■ 施策の体系



■ 主な事業

事業名	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	後期
環境基本計画の推進と策定	推進	→	→	検証	推進	
花壇ボランティア、環境美化サポーター制度などの充実	充実	→	→	→	→	
緑の基本計画によるまとまったみどりの保全	推進	→	→	→	→	
東小金井駅北口の公園整備	検討	推進（調整中）				
小長久保公園の整備	推進	→	→	→	→	
都市計画道路の緑化	推進	→	→	→	→	

事業名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	後期
雨水浸透・貯留施設設置への助成	充実	→	→	→	→	→

■ 主な取組

1 みどりをはぐくむ仕組みづくり

(1) みどりに対する意識の啓発

- ・ 環境基本計画及び緑の基本計画などに基づいて、市民、事業者、市が連携してみどりを守り、はぐくむ仕組みづくりを進めます。
- ・ 市民や事業者などに、みどりを大切にすることを意識の啓発を図るため、環境教育や環境学習を推進します。
- ・ みどりや生態系について調査・研究し、野鳥や昆虫、水生生物とともに豊かな自然の中で生活できるまちづくりを推進します。
- ・ 入学記念樹の配布や各家庭での取組の促進などを通じ、市民によるみどりの創出と意識向上を推進します。

(2) 市民による公園緑地づくり

- ・ 市民との協働による公園づくりや緑地づくりを推進します。
- ・ 樹木や公園緑地の環境美化サポーター制度の活用、市民による緑化活動への助成など、市民が進んで参加できるみどりの維持・管理の仕組みづくりを進めるとともに、そのための支援や指導を行います。

2 みどりの保全

(1) 国分寺崖線の保全

- ・ 本市の地域特性である国分寺崖線について、残存する斜面緑地などを積極的に保存します。

(2) 緑地の確保・整備

- ・ 市内に残る樹林地などを公共緑地*や環境緑地*に指定し、保全します。

【拡】緑地の公有地化を推進するため、特別緑地保全地区などの拡大を行うとともに、緑と公園基金の積立と有効利用を図ります。

- ・ 生産緑地に指定されていない農地を市民農園などに活用し、保全します。

3 みどりの創出

(1) みどりのネットワークの形成

- ・ 緑地、公園などを計画的に整備し、市の東西方向だけでなく、南北方向にも連続性のあるみどりのネットワークを形成します。

(2) 都市計画公園の整備・拡大

- ・ 都市計画公園の整備、既存の公園の充実、児童遊園などの個性化など、みどりの増加に向けた整備を進めます。

- ・ 歴史的にも貴重な玉川上水の桜をはじめ、市内の桜の保全と育成を図ります。
- ・ 小金井公園、野川公園、武蔵野公園の活用に向けて、東京都との連携を推進します。

(3) 公共施設などの緑化

【拡】学校や公共施設は、樹木の植栽を推進するとともに、周囲の生け垣化や校庭の芝生化をはじめ、施設の状態に応じ、屋上・壁面の緑化に努めます。

【拡】生け垣化や保存樹木の助成を充実するとともに、住宅地や民間施設における壁面・屋上緑化の促進を図ります。

- ・ 宅地開発などに対しては、まちづくり条例に基づき緑化の指導を行います。

(4) 道路などの緑化

- ・ 都市計画道路の歩道や駅前広場の緑化などにより、まちの美観に配慮した緑化を推進します。
- ・ 街路樹、遊歩道の緑化などの整備を進めます。
- ・ 道路や公園などの身近なみどりを守り、はぐくむため、市民、事業者などと協力し、緑化を推進します。
- ・ みどりのリサイクルを推進するため、落ち葉や剪定した枝のチップ化・堆肥化を進めます。

4 水辺の拡大

(1) 清流の復活

- ・ 関係する近隣市や関係機関と協力して、用水路の清流復活を図ります。

(2) 水辺の創出

- ・ 用水路の親水整備などを行い、水辺の創出を図るとともに、水とみどりのネットワークの形成を図ります。
- ・ 安全で美味しい飲料水としての地下水及びきれいな湧水を保全するため、地下水の水位、水質、流れを確保し、地下水及び湧水の汚染の防止などに努めます。

(3) 雨水の地下浸透対策

- ・ 下水道に流入する雨水の量を軽減し、できるだけこれを地下浸透させます。
- ・ 湧水を維持していくため、雨水浸透対策に取り組み、雨水の地下浸透を促します。
- ・ 既存の住宅などに、雨水浸透施設・雨水貯留施設を設置する際の助成を行います。

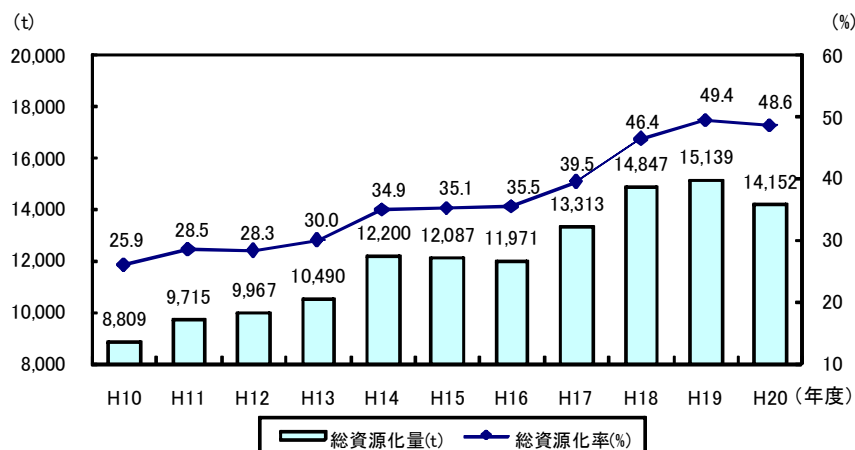
2 地域環境衛生

■ 現況と課題

ごみの処理は市民生活を支える基礎的な市民サービスであり、ごみ対策は、市民が市政に望む最重要項目となっています。

私たちの住む小金井市では、二枚橋焼却場が施設の老朽化から順次焼却炉を停止することとなり、平成18年10月に「ごみ非常事態宣言」を発しました。市民・事業者の皆さんのご協力により、ごみの排出量の少なさ・総資源率の高さは全国的にもトップレベルとなりましたが、近隣市・団体の広域的な支援によって可燃ごみを処理していただいている状況は現在も続いています。平成22年度に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定しましたが、更なるごみ減量と循環社会の形成が緊急の課題となっています。

国分寺市との共同処理も視野に入れた可燃ごみ処理施設については、市民参加による検討を進め、平成20年6月に二枚橋焼却場用地を建設場所とする答申をいただいたところです。引き続き関係市と協議を進め、市民との協働により、将来の安定的な処理に向けた可燃ごみ処理施設の整備を推進することが必要です。



総資源化量と総資源化率の推移

■ 施策の方向性

環境への負荷を最大限軽減し循環社会の形成を図るため、市民・事業者・行政が一体となり、ごみ減量・再利用・再資源化の推進を図ります。

また、将来にわたり安全で安定的な可燃ごみ処理を行うため、東京都及び関係団体と連携し国分寺市との共同処理に向けて周辺住民との信頼関係を重視しつつ、新ごみ処理施設の建設を推進します。また、同施設が稼働するまでの間は、多摩地域の多くの自治体並びに一部事務組合に可燃ごみの処理をお願いしなければならないことから、引き続き施設周辺にお住まいの皆さまや関係者のご理解をいただけるようごみの減量に努めます。さらに、中間処理場については、施設の老朽化に対応し、循環社会の形成に資する施設の整備について、地域

住民との協議が必要となります。

まちの美化については、「ごみを捨てない」という教育と一体となった意識啓発や地域ぐるみの清掃活動、喫煙マナーの向上など、市民の協力を得て清潔で美しいまちづくりを推進します。

■ 成果・活動指標

指標名	現状（平成 20 年）	目標（平成 27 年）
市民 1 人 1 日当たりのごみ総排出量（g / 人日）	675.5	調整中※
総資源化率	48.6%	調整中※
可燃ごみ処理施設の整備	未整備	整備中
市民・団体等による啓発・美化活動の回数（ごみゼロ化推進員を含む）	調査中	調整中

※一般廃棄物処理基本計画（平成 22 年見直し）の数値を用いる。

■ 施策の体系



■ 主な事業

事業名	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	後期
ごみ削減ノウハウ集の作成	検討（調整中）					
有機性資源の循環システムの構築	充実	→	→	→	→	
可燃ごみ処理施設の整備	検討	→	→	整備（着工）	→	整備（竣工）
ごみゼロ化推進員による活動の充実	推進	→	→	→	→	

■ 主な取組

1 循環社会の形成

(1) 循環社会に向けての意識啓発

- ・ 様々な手段と機会をとらえ、市民、事業者にごみ問題などについての情報提供を行い、循環社会に向けて意識改革を図ります。
- ・ 市民一人ひとりがごみ問題の当事者であることを認識できるよう、環境学習などの機会を増やします。

(2) ごみの発生抑制

- ・ 家庭系ごみの減量を目指し、環境に配慮した商品の購入など、ごみを発生させない生活様式の誘導を図ります。
- ・ 事業所に対し、ごみ減量の周知・徹底を図り、排出抑制を促進します。

(3) 再使用の推進

- ・ 粗大ごみで出される家具などの再使用を促進します。
- ・ フリーマーケットなど、ごみ減量に関連するイベントなどの支援に努めます。

(4) リサイクル（再生利用）、資源化の推進

- ・ 家庭系ごみ、事業系ごみともに分別の徹底を指導し、ごみの資源化を進めます。

【拡】 缶・びん・ペットボトル・プラスチック・雑紙などの更なる資源化を図るとともに、生ごみなどの有機性資源を有効活用できる循環システムの構築に取り組みます。

2 ごみの処理

(1) 国分寺市との可燃ごみ共同処理の推進

【新】 国分寺市との可燃ごみの共同処理を行うため、一部事務組合の設立を目指します。

【新】 国分寺市と共同で新ごみ処理施設建設事業の推進を図ります。

【新】 新ごみ処理施設が稼働するまでの間、可燃ごみの処理を多摩地域の多くの自治体及び一部事務組合にお願いしなければならないことから、施設近隣にお住まいの皆さまや関係機関のご理解・ご協力をいただきながら、安定的な可燃ごみ処理を行います。

(2) 可燃ごみ処理施設の整備

【新】 安全かつ長期にわたる安定的な可燃ごみ処理を行うため、市民の皆さんと協働し、新ごみ処理施設の建設を推進します。

【新】 二枚橋衛生組合の解散に伴い、構成各市のご協力をいただきながら、施設解体などの事業を引き継ぎ、組合解散に伴う関連事業を承継します。

- ・ 最終処分量の最少化を図るなど、二ツ塚最終処分場の延命策等について、関係各市、関係機関との連携を進めます。

(3) 中間処理場の再整備

【拡】 不燃・粗大ごみ処理施設である中間処理場の施設全体の老朽化に対応し、安定したごみ処理に努めます。また、地域住民の理解を得て、施設の再整備について検討します。

3 まちの美化

(1) 美化活動の推進

- ・ ゴミゼロ化推進員と協働し、まちの美化活動を推進します。
- ・ 環境美化サポーター制度など、まちの美化に関する市民の取組を支援します。

(2) 美化のマナーの確立

- ・ 路上禁煙地区の周知を徹底し、ごみのポイ捨て防止、美化マナーの確立を目指します。
- ・ 不法投棄の防止、空き地の適正管理など、美化のための啓発と指導を行います。

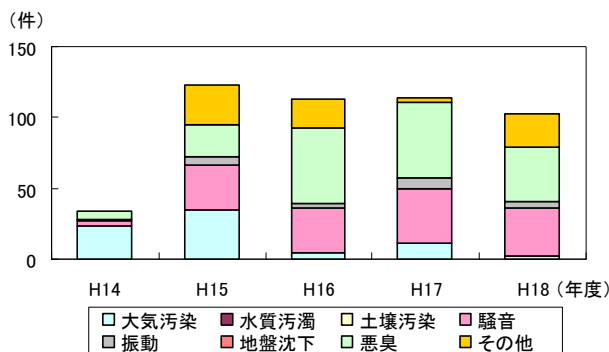
3 人と自然の共生

■ 現況と課題

みどりと水をはじめとする豊かな自然は地域の財産であり、豊かな自然環境と共生したまちとして、地球温暖化対策などを進めていくことが求められています。

私たちの住む小金井市では、平成17年に環境基本計画を策定し、行政、市民、事業者、教育機関などが環境づくりにおいてそれぞれの役割を果たしていくことを定め、平成19年には地球温暖化対策実行計画（市役所版）を策定しました。平成21年に環境マネジメントシステムを導入し、平成22年には地球温暖化対策地域推進計画を策定、温室効果ガス*の排出削減を推進しています。なお、公害苦情の件数は現在横ばいとなっていますが、住宅地が多いこともあり、騒音や悪臭などの生活型公害への苦情が多くなっています。

今後は、環境基本計画に基づいて「参加と協働」による環境への取組を更に進めるとともに、地球温暖化対策の地域ぐるみの推進が必要とされています。また、公害に対しては、測定・見守り体制の充実とともに、市民の意識向上が課題となっています。



	H14	H15	H16	H17	H18	平成18年比率
総数	34	123	113	114	103	100.0%
大気汚染	24	35	5	11	2	1.9%
水質汚濁	0	0	0	0	0	0.0%
土壌汚染	0	0	0	0	0	0.0%
騒音	3	32	31	39	34	33.0%
振動	1	5	3	8	5	4.9%
地盤沈下	0	0	0	0	0	0.0%
悪臭	6	23	53	52	38	36.9%
その他	0	28	21	4	24	23.3%

公害種類別苦情件数の内訳

■ 施策の方向性

地域から地球環境を保全する取組を進めるため、地球温暖化対策の計画的な推進やクリーンエネルギーの導入促進などにより、環境にやさしい仕組みづくりを進め、地球環境への負荷の軽減を図ります。

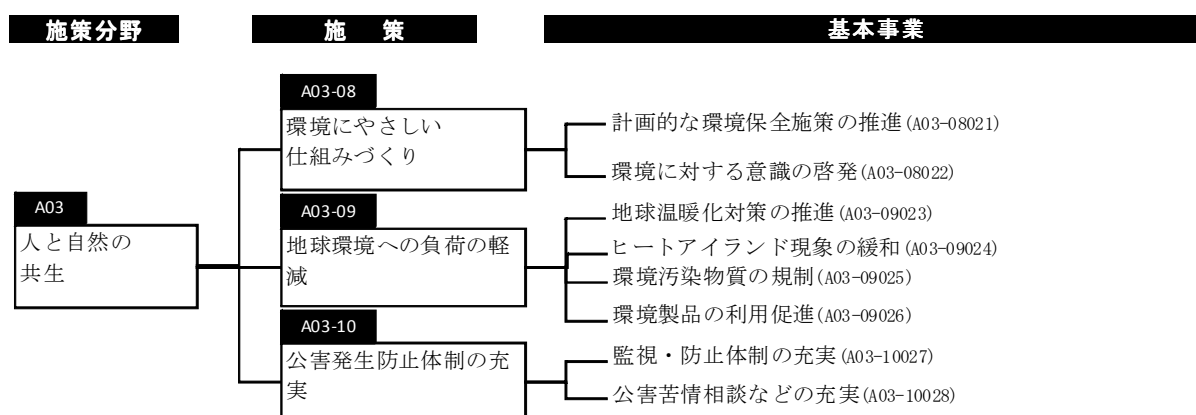
また、騒音など、都市型・生活型の環境問題については、市民、事業者、行政などが一体となって対策を講じるとともに、測定・見守り体制の充実や生活環境問題に対する意識向上を図ります。

■ 成果・活動指標

指標名	現状（平成 20 年）	目標（平成 27 年）
環境博覧会、環境講座、環境施設見学会の開催数	調査中	H20×1.2
地球温暖化ガス排出量（t）	—	調整中※
公害に関する監視測定項目数	調査中	維持

※地球温暖化対策地域計画の数値を用いるため

■ 施策の体系



■ 主な事業

事業名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	後期
環境博覧会などの環境啓発事業の充実	充実	→	→	→	→	
省エネルギー施設助成事業の実施	実施	充実	→	→	→	
公害に対する管理体制の継続	継続	→	→	→	→	

■ 主な取組

1 環境にやさしい仕組みづくり

(1) 計画的な環境保全施策の推進

- ・ 環境基本条例に基づき、市民参加により策定した環境基本計画の環境像「緑・水・生きもの・人・・・わたしたちが心豊かにくらすまち小金井」の実現を目指して、計画の進行管理を適切に行います。
- ・ 国や東京都、近隣各市などと連携し、よりよい環境づくりに取り組みます。

(2) 環境に対する意識の啓発

【拡】環境改善への取組を強化し、市役所自らが環境にやさしい事業所となるため、環境マネジ

メントシステムの運用により、温暖化防止やグリーン購入*などを更に推進します。

- ・ 様々な手段と機会をとらえ、市民や事業者の環境に対する意識の啓発を図ります。
- ・ 環境基本条例や環境基本計画に基づく、目標、施策、各主体別の行動計画などの実現に向けて、市民や事業者を対象にした環境学習の機会を創出します。
- ・ イベントにおける商店会や市民団体の取組など、市民や企業の環境問題に対する主体的な取組を支援します。

2 地球環境への負荷の軽減

(1) 地球温暖化対策の推進

【拡】地球温暖化の原因となっている二酸化炭素の排出量を削減するため、地球温暖化対策地域推進計画に基づき、ライフスタイルの転換について意識啓発を図るとともに、クリーンエネルギーの導入などを進めます。

(2) ヒートアイランド現象の緩和

- ・ 緑地の保全・創出、地下水の保全、屋上緑化の推進、風の通る連続的な空間の確保（風の道）、都市活動に伴う排熱の抑制、雨水浸透施設の拡充などの取組を進めます。

(3) 環境汚染物質の規制

- ・ 特定フロン、除草剤、合成洗剤など環境に悪い影響をもたらすものやその可能性のある物質の削減を目指します。

(4) 環境製品の利用促進

- ・ 事業所での環境に配慮した部品や材料の優先的調達及び市民の環境を意識した生活スタイルの確立を支援します。

3 公害発生防止体制の充実

(1) 監視・防止体制の充実

- ・ 道路交通の騒音・振動、ダイオキシン*濃度の測定や水質・大気汚染の調査などを行い、公害発生の防止を図ります。
- ・ 公害発生源に対しては的確な規制・指導を行い、その抑制を図ります。
- ・ 大規模開発などによる環境への影響については、地域住民の生活環境に配慮し、情報開示など環境影響評価制度*を適切に運用します。
- ・ 東京都と連携し、積極的に公害防止対策を進めます。

(2) 公害苦情相談などの充実

- ・ 騒音、振動、悪臭、水質汚染などの都市型・生活型の公害に対処するため、関係機関と連携して、公害苦情相談や健康への影響に関する相談を充実します。

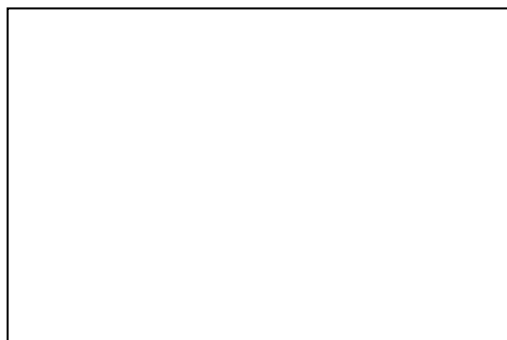
4 市街地整備

■ 現況と課題

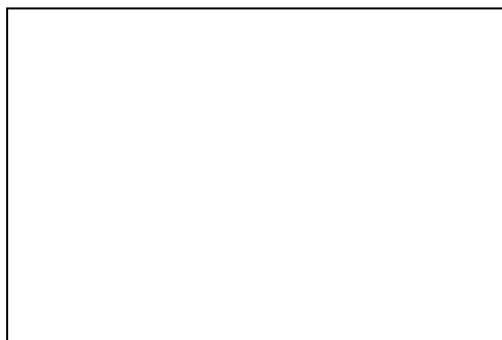
私たちの住む小金井市は、市内に3つの駅があり、駅周辺を中心とした魅力ある市街地の形成が市民生活の利便性に大きく影響しているため、着実なまちづくりの推進が求められています。

平成7年から始まったJR中央本線連続立体交差事業により、平成21年12月に上下線とも高架化され、踏切の廃止により市内の南北交通は大幅に円滑化しました。併せて、武蔵小金井駅南口第1地区第一種市街地再開発事業、東小金井駅北口土地区画整理事業などを進めてきました。また、市民が自ら参加したまちづくりと高齢者や障がいのある人が利用しやすい環境整備を目指して、平成17年度にまちづくり条例を、平成19年度にバリアフリーのまちづくり基本構想を策定しました。

整備された施設を活用するとともに、引き続き更なる駅周辺のまちづくりや連続立体交差事業により創出される高架下空間の活用など、市民の利便性の高い整備を進めるとともに、住民が主体となったまちづくりを推進していくことが必要とされています。



JR中央本線連続立体交差事業



市街地再開発事業完成イメージ

■ 施策の方向性

武蔵小金井駅周辺は、本市の玄関口にふさわしいまちとするため、引き続き、再開発などにより、商業・業務及び住宅との調和のとれた魅力ある文化性の高い市街地として整備します。

東小金井駅周辺は、土地区画整理事業などにより、東部地区の中心として一部に商業、業務機能を持たせた地区として整備を推進します。

新小金井駅周辺は、みどりあふれる武蔵野公園、野川公園の玄関口として、みどりと水のネットワーク形成を進めるなど自然環境をいかした市街地を目指します。

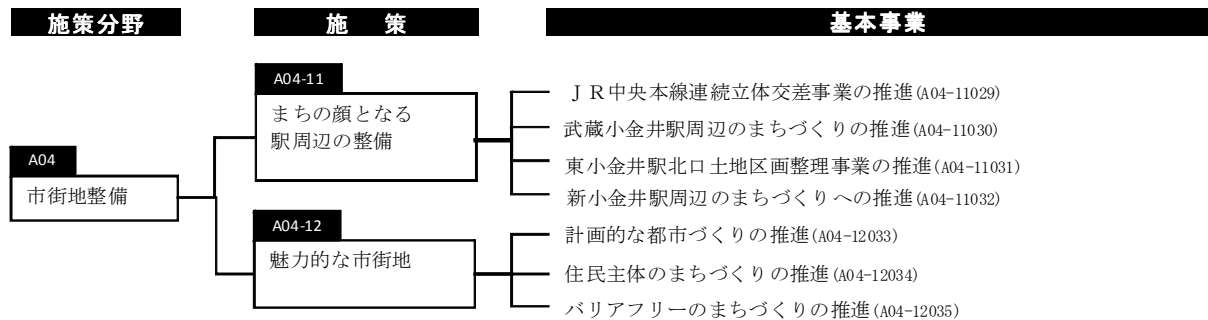
JR中央本線連続立体交差事業完了後の高架下利用の推進を図ります。また、住民主体のまちづくりを支援します。

■ 成果・活動指標

指標名	現状（平成 20 年）	目標（平成 27 年）
市内 3 駅の 1 日平均乗客数の合計（人）	85,514※	90,000
地区計画件数	4	5

※ JR東日本及び西武鉄道のホームページより。新小金井駅は乗降者数となっていたため、半分の数字とした。

■ 施策の体系



■ 主な事業

事業名	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	後期
J R 中央本線連続立体交差事業の推進	整備（調整中）					
武蔵小金井駅南口市街地再開発事業の推進	推進	→	→	→	→	
東小金井駅北口土地区画整理事業の推進	整備（調整中）					
地区計画の推進	推進	→	→	→	→	

■ 主な取組

1 まちな顔となる駅周辺の整備

(1) J R 中央本線連続立体交差事業の推進

- ・ J R 中央本線連続立体交差事業の完成による、南北一体のまちづくりを目指し、南北交通の円滑化を推進します。
- ・ J R 中央本線連続立体交差事業により創出される高架下空間を、駐輪場や市民が利用しやすい施設などを配置して有効に活用します。

(2) 武蔵小金井駅周辺のまちづくりの推進

- ・ 武蔵小金井駅周辺は、本市の玄関口にふさわしいまちとするため、駅南口における市街地再開発事業を推進し、駅前広場などの都市基盤施設の整備にあわせ、商業、業務及び住宅との調和のとれた複合的中心市街地としての整備を図ります。

【新】武蔵小金井駅北口の再整備については、市民の意向を踏まえて検討します。

(3) 東小金井駅北口土地区画整理事業の推進

- ・ 東小金井駅周辺は、東部地区の中心として整備を進め、駅北口の土地区画整理事業を推進し、駅前広場・都市計画道路などの整備を行い、商業・業務・文化機能の導入を図ります。

(4) 新小金井駅周辺のまちづくりへの推進

- ・ 新小金井駅周辺は、南北の公園を結ぶみどりのネットワークの形成地区として自然環境をいかした市街地を目指します。

2 魅力的な市街地

(1) 計画的な都市づくりの推進

- ・ 都市計画マスタープランやその他の関連計画に基づき、適正な土地利用の規制・誘導と市街地形成による計画的な都市づくりを推進します。

(2) 住民主体のまちづくりの推進

【拡】よりよい環境を住民自ら形成するため、まちづくり条例に基づき市民参加により、地区計画制度や建築協定の活用を図ります。

(3) バリアフリーのまちづくりの推進

- ・ JR中央本線の連続立体交差化に伴う駅周辺の整備では、だれもが安心して快適に利用できるようバリアフリー化*を進めます。

*バリアフリー化 障がいのある人や高齢者などに対する障害（バリア）を取り除くこと、及びそうした考え方。これに対して、年齢、性別、身体などの特性や違いを超えて、初めから、すべての人が利用できるような設計をユニバーサルデザインという。

5 住宅・住環境

■ 現況と課題

住宅・住環境について、量的な充足だけでなく、安全性・快適性・環境及びエネルギー問題など多様化したニーズへの対応や、おいしいと評判の上水道などの維持が求められています。

私たちの住む小金井市では、宅地化が進む中で早くから上下水道を整備してきました。平成14年3月に住宅マスタープラン*を策定し、まちづくりと連動した柔軟な住宅施策を推進してきました。また、平成20年3月に耐震改修促進計画を定め、耐震化を促進するとともに、高齢者自立支援住宅改修給付事業などによりバリアフリー化を支援してきたところです。なお、上水道は平成23年度末をもつての東京都に移管することとなっています。

今後も、住宅のバリアフリー化などを進めるとともに、恵まれた自然と調和した住環境を維持し、快適で安全な住環境の整備を推進する必要があります。また、地区水（地下水）などによる安全で美味しい上水道の維持、下水道では合流式下水道の改善、耐震化や老朽化対策などが課題となっています。

(単位:世帯)

	総数	持ち家	公営借家	民営借家	給与住宅	間借り
H2年	40,969	16,048	2,213	18,981	3,131	596
H7年	46,135	18,045	2,453	21,335	3,686	616
H12年	49,760	20,630	2,735	22,521	2,875	999
H17年	49,605	23,897	2,888	20,802	2,018	856

注)公営借家には都市機構・公社の借家を含む。

住宅所有関係の推移

■ 施策の方向性

市民、事業者の参加・協力と、国・東京都との連携により、良質な住宅の供給を図るとともに、耐震化、防災・安全施設の整備や施設のバリアフリー化により、周辺環境と調和のとれた快適で安全な住環境の整備を図ります。

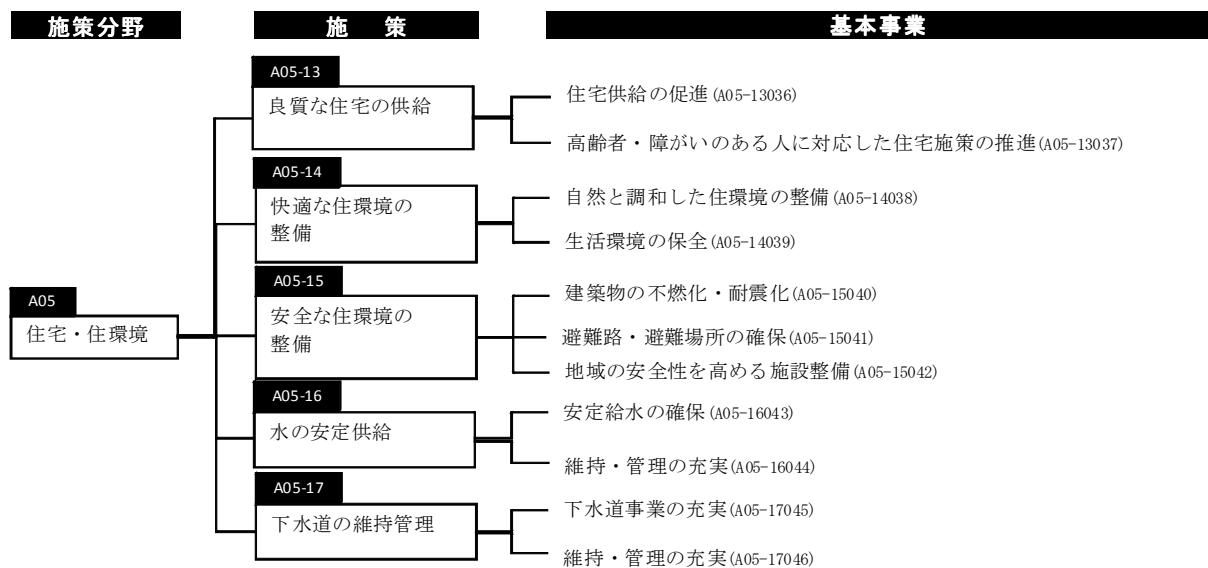
平成23年度末に東京都に完全に移管される上水道の緊急時の対応などに万全を期するとともに、下水道については、管路の耐震化・合流式下水道の改善・長寿命化対策など、維持管理の充実を図ります。

■ 成果・活動指標

指標名	現状（平成 20 年）	目標（平成 27 年）
高齢者自立支援住宅改修給付事業の給付件数	46	56
第一種低層住居専用地域の割合	65.1%	調整中
住宅の耐震化率*※	78.0%	90.0%
水道水に占める地区水（地下水源）の割合（過去 5 年間平均）	68.7%	維持
下水道施設の耐震化率	調査中	調整中

※昭和 57 年以降に建築された又は昭和 56 年以前で一定の耐震性が図られた住宅の割合

■ 施策の体系



■ 主な事業

事業名	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	後期
高齢者自立支援住宅改修給付事業の充実	充実	→	→	→	→	
都市計画や地区計画などによる住環境の維持	継続	→	→	→	→	
耐震診断助成事業の充実	充実	→	→	→	→	
地下水源の整備	推進	(東京都水道局に移管)				
下水道施設耐震化の推進	推進	→	→			

■ 主な取組

1 良質な住宅の供給

(1) 住宅供給の促進

- ・ 住宅マスタープランに沿って、良質で低廉な民間住宅建設を誘導し、公社住宅などの改築に際しては地域の環境整備及び住宅の量と質の向上を要望していきます。
- ・ 老朽マンションなどの建替えの円滑化を図るとともに、市民ニーズに対応して住宅増改築資金融資あっせん制度などの施策を充実します。
- ・ 住宅に困窮している市民に対して、住宅確保のための施策を充実します。

(2) 高齢者・障がいのある人に対応した住宅施策の推進

- ・ 高齢者などがデイサービス*などを受けながら、安心して自立した生活が送れるよう、公営住宅などと社会福祉施設などとの一体的整備を検討します。
- ・ 住宅に対するバリアフリー化を推進するため、事業者を誘導するとともに、高齢者や障がいのある人が居住する持ち家については、現行の高齢者自立支援住宅改修給付事業などを適用し、バリアフリー化を支援します。

2 快適な住環境の整備

(1) 自然と調和した住環境の整備

- ・ 市街化農地*の宅地化に当たっては、まちづくり条例などにより、宅地の細分化の防止や自然要素の保全に努めます。
- ・ 緑化助成制度を積極的に運用し、自然と調和した住環境の整備を図ります。

(2) 生活環境の保全

- ・ 住宅専用地域の維持や地区計画などにより、生活利便性を高めつつ、生活環境の保全を図ります。
- ・ 民間住宅の耐震化支援など、より一層の住宅施策の充実に努めます。

【拡】 地域における貴重な資源である農地を保全し、生活環境整備に努めます。

3 安全な住環境の整備

(1) 建築物の不燃化・耐震化

- ・ 災害時における建築物の倒壊や延焼防止のため、建築物の不燃化・耐震化の促進、また危険物などの適正管理を図ります。

(2) 避難路・避難場所の確保

- ・ 災害時における市民の避難路や避難場所とするため、道路の整備、公園や市街地整備にあわせ、防災上のオープンスペースを確保します。
- ・ 災害時に一時避難場所となる小・中学校などの公共施設について、避難場所として確保します。

(3) 地域の安全性を高める施設整備

- ・ 犯罪の発生を未然に防止するため、学校や人目につきにくい公園・道路・駐車場・駐輪場などには、街路灯の増設や既設街路灯の照度アップを図ります。
- ・ 街路樹の植栽が見通しを妨げないよう適正な樹種の選定や管理を進めます。

4 水の安定供給

(1) 安定給水の確保

- ・ 平成23年度末に受託水道事業を事務委託解消しますが、引き続き、東京都と協力して、将来的にも安定的な水資源の確保を、国及び関係機関に要望していきます。
- ・ 災害時の給水に対応するため、東京都と協力して、浄水所を給水拠点として活用します。
- ・ 受託水道事業の事務委託解消までの間、水道施設の維持・管理、高度浄水処理による水質問題への取組、節水意識の啓発による節水型都市の実現に努め、事務委託解消後は東京都に要望していきます。

(2) 維持・管理の充実

- ・ 受託水道事業の事務委託解消までの間、配水管や浄水施設などの適正管理及び連合栓の解消を行い、耐震性の強化と漏水防止に努め、事務委託解消後は東京都に要望していきます。

5 下水道の維持管理

(1) 下水道事業の充実

- ・ 下水があふれるのを防止するため、雨水をより多く野川第二幹線*へ流せるよう、東京都に整備を要望していきます。
 - ・ 国・東京都と連携し、流域下水道*に係る幹線及び処理場の整備を図ります。
 - ・ 東京都及び関連各市と連携し、合流式下水道*の改善を進めます。
- 【拡】管きよなどの耐震化を推進するとともに、老朽化対策を検討します。

(2) 維持・管理の充実

- ・ 管路調査を推進することにより、効率的な管きよの維持・管理を図ります。
- ・ 公共水域への配慮のため、水質の監視強化を図ります。

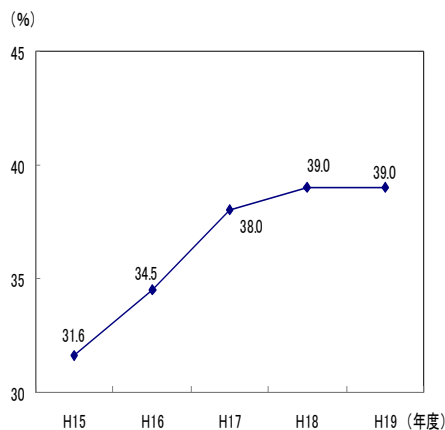
6 道路・河川

■ 現況と課題

私たちの住む小金井市は、都市計画道路の整備率が低く、幅4m以下の狭い道路も多いため、道路の安全性向上とバリアフリー化が強く求められています。また、買物などにも便利な駅周辺の駐輪場も強く要望されています。

駅周辺のまちづくりに併せて、小金井市では都市計画道路の整備を進め、平成20年度には39.0%まで整備が進んできています。また、発達した市内のバス網に加え、交通不便とされた地域にもコミュニティバス「CoCoバス」5路線が運行し、1日平均2,500人弱の市民の足となっています。駐輪場については整備に向けて平成21年度に利用状況を調査し、河川では都の災害対策整備が完了するとともに、野川の調節池周辺が自然再生推進法に基づく自然再生地区に指定され、河川環境の再生が進められています。

今後は、JR中央本線連続立体交差事業に伴う南北一体のまちづくりのための道路、駅周辺の駐輪場や人にやさしい交通環境の整備を進めるとともに、環境に配慮した河川の整備などが求められています。



都市計画道路の整備率推移

路線名	運行開始日	(単位:人)						
		平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
中町循環	平成17年4月26日	年間	-	-	-	52,408	72,636	80,908
		1日平均	-	-	-	154	199	222
		運行本数	-	-	-	-	21	-
北東部循環	平成15年3月1日	年間	26,000	360,324	416,777	533,770	544,216	568,598
		1日平均	839	987	1,142	1,462	1,491	1,558
		運行本数	31	-	40	-	42※	-
貫井前原循環	平成17年3月20日	年間	-	-	4,297	135,896	148,985	161,659
		1日平均	-	-	358	372	408	443
		運行本数	-	-	-	-	31	-
東町循環	平成17年3月21日	年間	-	-	1,853	64,624	71,194	77,486
		1日平均	-	-	154	177	195	212
		運行本数	-	-	-	-	21	-

※土曜・日曜・祝日は40便

CoCoバス乗車人数の推移

■ 施策の方向性

JR中央本線の関連側道、南北交差道路及び都市計画道路の整備、生活道路の安全性向上を進めるとともに、道路の電線類地中化及び交通関連施設のバリアフリー化を推進し、人にやさしい道路環境の整備を図ります。また、駅前広場の整備、バス輸送の充実、駐輪場の整備などにより、円滑で利便性に優れた交通環境の整備を促進します。

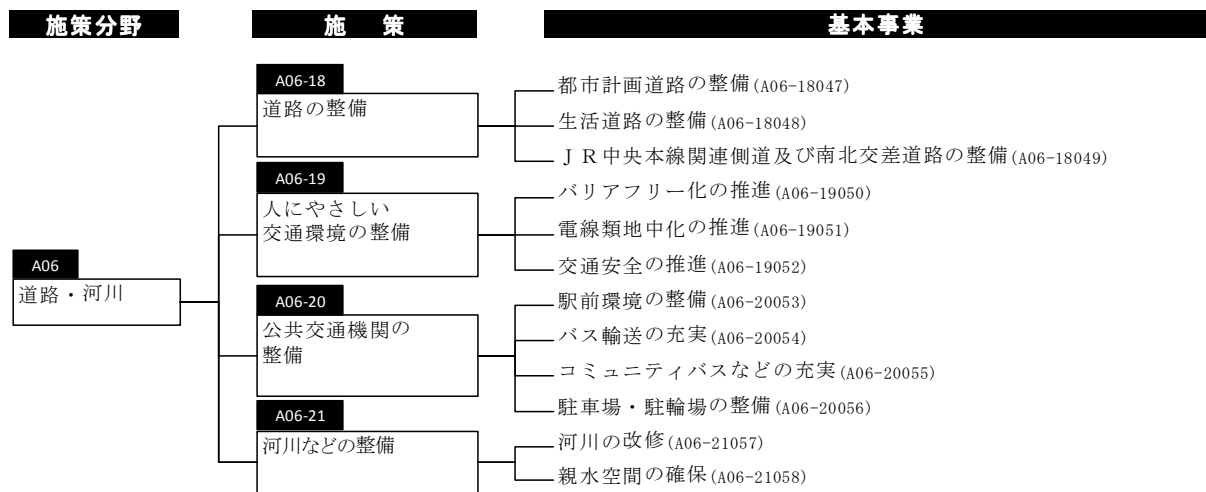
野川・仙川については、市民が憩う親水の間としての整備を東京都に要望します。

■ 成果・活動指標

指標名	現状（平成 20 年）	目標（平成 27 年）
都市計画道路の整備率	39.0%	50.0%
放置自転車台数（台／日）※	87	0
駐輪場の不足台数（台）	2,755	0
自然再生事業による環境改善	調査中	調整中

※ 放置自転車禁止区域内

■ 施策の体系



■ 主な事業

事業名	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	後期
整備中の都市計画道路の整備 (3・4・3 号線、3・4・12 号線、3・4・14 号線)	整備	→	→	→	→	
未着工の都市計画道路の整備 (3・4・1 号線、3・4・8 号線)	推進	→	→	→	→	
J R 中央本線連続立体交差事業 側道整備	整備	→	→	→	→	
駐輪場の整備	推進	整備	→	→	→	
自然再生事業(野川調整池周辺) の推進	推進	→	→	→	→	

■ 主な取組

1 道路の整備

(1) 都市計画道路の整備

- ・ 安全で快適な市民生活と円滑な交通を確保するため、交通需要の分散を基本とした道路整備計画を策定し、計画的な整備と改善を進めます。
- ・ 武蔵小金井駅周辺及び東小金井駅周辺は、市街地再開発事業や土地区画整理事業などにあわせ、都市計画道路の整備を進めます。
- ・ 国や東京都の補助金などを活用して早期の整備を図ります。
- ・ 道路の安全性や環境面での向上を図るため、車道と歩道の分離や街路樹の植栽・剪定を推進するとともに、低騒音舗装、透水性舗装などの活用を図ります。

(2) 生活道路の整備

- ・ 幅員4m未満の狭あい道路は、地権者などの理解を得ながら拡幅を図ります。
- ・ 安全で快適に通行できるよう、適切に道路を維持管理するとともに、歩行者が安心して歩けるコミュニティ道路*の整備などを推進します。
- ・ 老朽化が進んでいる橋梁及び歩道橋について、耐久性、耐震性などに関する調査を行い、適正な維持管理に努めます。
- ・ 道路台帳の補正測量を実施し、台帳を適切に管理・調整します。

(3) JR中央本線関連側道及び南北交差道路の整備

【拡】南北道路や駅周辺の都市計画道路などについては、東京都と協力して計画的な整備を図ります。

2 人にやさしい交通環境の整備

(1) バリアフリー化の推進

- ・ 子どもや高齢者、障がいのある人などが安心して使えるよう、駅などの公共施設及び主要民間施設と、それらを結ぶ歩行空間のバリアフリー化を進めます。
- ・ 公共交通機関を利用できない市民の交通手段を確保するため、福祉輸送サービスの充実を図ります。

(2) 電線類地中化の推進

- ・ 電線類の地中化を進め、景観の向上と歩行空間の確保を図ります。

(3) 交通安全の推進

- ・ 交通安全の向上を図るため、交差点や歩道などの交通安全施設を充実します。
- ・ 生活道路における通過交通や交通の妨げとなる違法駐車を取り締まりなどについて、関係機関に要請します。また、放置自転車などについては、関係機関と協力して、指導に努めます。
- ・ 安全で快適な交通社会を実現するため、交通安全教育を充実し、交通災害共済制度への加入を促進するとともに、公共交通機関に対して安全性向上対策の徹底を要請します。

3 公共交通機関の整備

(1) 駅前環境の整備

- ・ 武蔵小金井駅周辺及び東小金井駅周辺は、市街地再開発事業や土地区画整理事業などにより、駅前広場や駅周辺道路を整備し、鉄道とバスの効率的な接続を確保します。

(2) バス輸送の充実

- ・ 市民の利便性の向上を図るため、バス路線の増設などを関係機関に要望します。
- ・ バスの円滑な運行のためのバスレーンや、バスベイ*の設置、高齢者・障がいのある人のためのノンステップバスの導入などを関係機関に要請します。

(3) コミュニティバスなどの充実

- ・ 市民のニーズに対応し、より便利で利用しやすくなるよう、コミュニティバス「COCOバス」の運行などを充実します。

(4) 駐車場・駐輪場の整備

- ・ 道路の機能を保持するため、駐車場施設整備基本計画に基づき、駐車場の計画的な整備を促進します。
- ・ JR中央本線連続立体交差事業にあわせて、高架下の空間を利用し、駐輪場の整備を図ります。
- ・ 放置自転車対策や公害など環境問題に対応するため、レンタサイクルの導入を検討します。

4 河川などの整備

(1) 河川の改修

- ・ 野川、仙川の整備に当たっては、環境に配慮するよう東京都に要望します。

(2) 親水空間の確保

- ・ 河川の改修に当たっては、清流の確保とともに、親しみやすい河川の整備を東京都に要望します。
- ・ 自然再生事業など、東京都に協力・要望し、自然に親しめる場の更なる充実を東京都に要望します。